令和２年度
事業概要

広島市食肉衛生検査所

目　　次

Ⅰ　検査所の概要
1　検査所の沿革 ･･･ 1
2　根拠法令及び関連法令 ･････････････････････････････ 1
3　業務 ･･･ 2
4　組織機構 ･･･ 2
5　施設 ･･･ 3
6　手数料に関する規定 ････････････････････････････････ 5
7　事業予算 ･･･ 6

Ⅱ　検査の概要
1　月別検査頭数 ･････････････････････････････････････ 7
2　と畜検査頭数の推移（過去１０年） ･･････････････････ 8
3　と畜場法に基づく措置頭数 ･･････････････････････････ 9
4　区分別と畜検査頭数の推移（過去５年） ･･････････････ 10
5　精密検査等検査実績 ･････････････････････････････････ 11

Ⅲ　調査研究
調査研究一覧（過去１０年） ････････････････････････････ 12
令和２年度調査研究 ････････････････････････････････････ 14
・ 広島市と畜場に搬入された牛の SFTS ウイルスの浸潤状況調査について

Ⅳ　その他の事業
1　食肉に関する衛生教育 ･･････････････････････････････ 17
2　と畜検査結果のフィードバック ･･････････････････････ 17
3　輸出食肉衛生証明 ･･･････････････････････････････････ 17

Ⅰ　検査所の概要

１　検査所の沿革

大正	４年　４月	広島市福島町に市営と場移転設置
昭和	20 年　８月	原爆により被災・倒壊
	22 年　１月	と場施設応急復旧工事
	25 年　４月	広島県から広島市にと畜検査業務移譲
	28 年　８月	「と畜場法」制定
	34 年　１月	と畜場全面改修
	35 年　２月	検査業務を産業局(現経済観光局)から衛生局(現健康福祉局)に移管
	35 年　５月	「広島市と畜検査所」開設　108 ㎡
	39 年　４月	「広島市食肉衛生検査所」に改名
	42 年　４月	検査所新館完成　475 ㎡
	42 年 10 月	病畜隔離検査室の設置　28 ㎡
	54 年　４月	行政組織機構改革(二係制となる)
	63 年　４月	と畜検査管理システム稼働
平成	２年　１月	広島市食肉衛生検査所の新設工事着工（新食肉市場内）
	４年　３月	新設工事竣工
	４年　４月	移転設置（新食肉市場開場）
	30 年　１月	タッチパネル式と畜検査管理システム稼働

２　根拠法令及び関係法令

(1) 根拠法令

と　畜　場　法	(昭和 28 年　８月　１日　法律第 114 号)
と畜場法施行令	(昭和 28 年　８月 25 日　政令第 216 号)
と畜場法施行規則	(昭和 28 年　９月 28 日　厚生省令第 44 号)
広島市と畜場法施行細則	(昭和 59 年　３月 31 日　規則第　44 号)
広島市一般と畜場の構造設備に関する条例	(平成 15 年３月 20 日　条例第　23 号)
食 品 衛 生 法	(昭和 22 年 12 月 24 日　法律第　233 号)
牛海綿状脳症対策特別措置法	(平成 14 年　６月 14 日　法律第　233 号)
厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則	(平成 14 年　７月　１日　厚生省令第 89 号)

(2) 関係法令

家畜伝染病予防法	(昭和 26 年　５月 31 日　法律第 166 号)
化製場等に関する法律	(昭和 23 年　７月 12 日　法律第 140 号)
広島市と畜場条例	(昭和 28 年 12 月 23 日　条例第　55 号)
広島市と畜場業務規則	(昭和 28 年 12 月 23 日　規則第　92 号)
動物用医薬品の使用の規制に関する省令	(昭和 55 年　９月 30 日　農水省令第 42 号)

３　業　　務

(1) 広島市事務組織規則

（食肉衛生検査所）

第 41 条　食肉衛生検査所を次のとおり設置する。

名　　称	位　　置
広島市食肉衛生検査所	広島市西区草津港一丁目 11 番 1 号 広島市中央卸売市場食肉市場内

２　食肉衛生検査所においては、次に揚げる事務を所掌する。

(1) と畜場の設置許可並びにと畜場の使用料及びとさつ解体料の認可に関すること。

(2) 獣畜のとさつに関する公衆衛生上必要な指示及び措置に関すること。

(3) 獣畜のとさつ、解体等の検査に関すること。

(4) 食肉衛生検査所の庶務に関すること。

３　食肉衛生検査所に次の係を置く。

第一検査係

第二検査係

(2) 広島市と畜場業務規則

（開場時間）

第３条　と畜場の開場時間は、午前 8 時 30 分から午後 4 時までとする。

２　前項の規定にかかわらず、市長が特に認めた場合においては、開場時間外の使用を許可することがある。

４　組 織 機 構

(1) 組織機構

健康福祉局 ―― 健康福祉・地域共生社会推進課

└ 保　健　部 ---------- 食肉衛生検査所

(2) 職員構成　　（令和２年４月１日現在）

	所　長	第一検査係	第二検査係	計
所　　長（獣 医 師）	1			1
次　　長（獣 医 師）		1	1	2
専 門 員（獣 医 師）		1		1
主 任 技 師（獣 医 師）		1		1
獣　医　師		3	5	8
シ　ニ　ア（獣 医 師）		1	1	2
会計年度任用職員（獣 医 師）			1	1
会計年度任用職員（事務補助）		1		1
計	1	8	8	17

５　施　設

（１）　検査所配置図

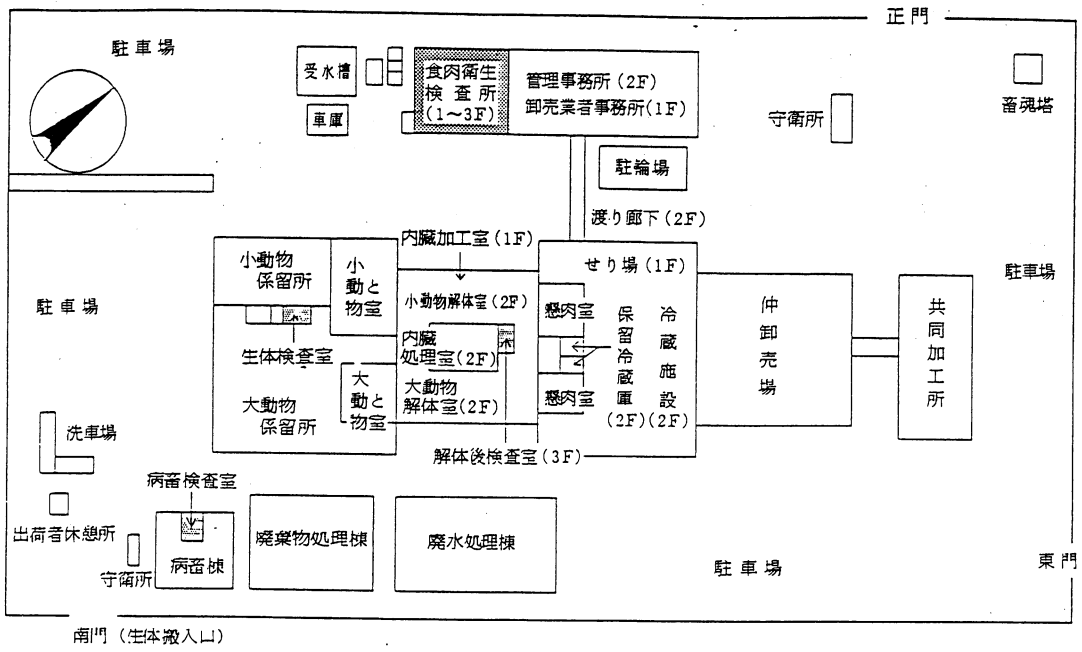
正門
駐車場
受水槽
車庫
食肉衛生検査所（1～3F）
管理事務所（2F）
卸売業者事務所（1F）
守衛所
番魂塔
駐輪場
渡り廊下（2F）
内臓加工室（1F）
せり場（1F）
小動物係留所
小動物室
小動物解体室（2F）
懸肉室
保留冷蔵庫（2F）
冷蔵施設（2F）
仲卸売場
共同加工所
駐車場
生体検査室
内臓処理室（2F）
大動物解体室（2F）
大動物係留所
大動物室
洗車場
解体後検査室（3F）
病畜検査室
出荷者休憩所
守衛所
病畜棟
廃棄物処理棟
廃水処理棟
東門
南門（生体搬入口）

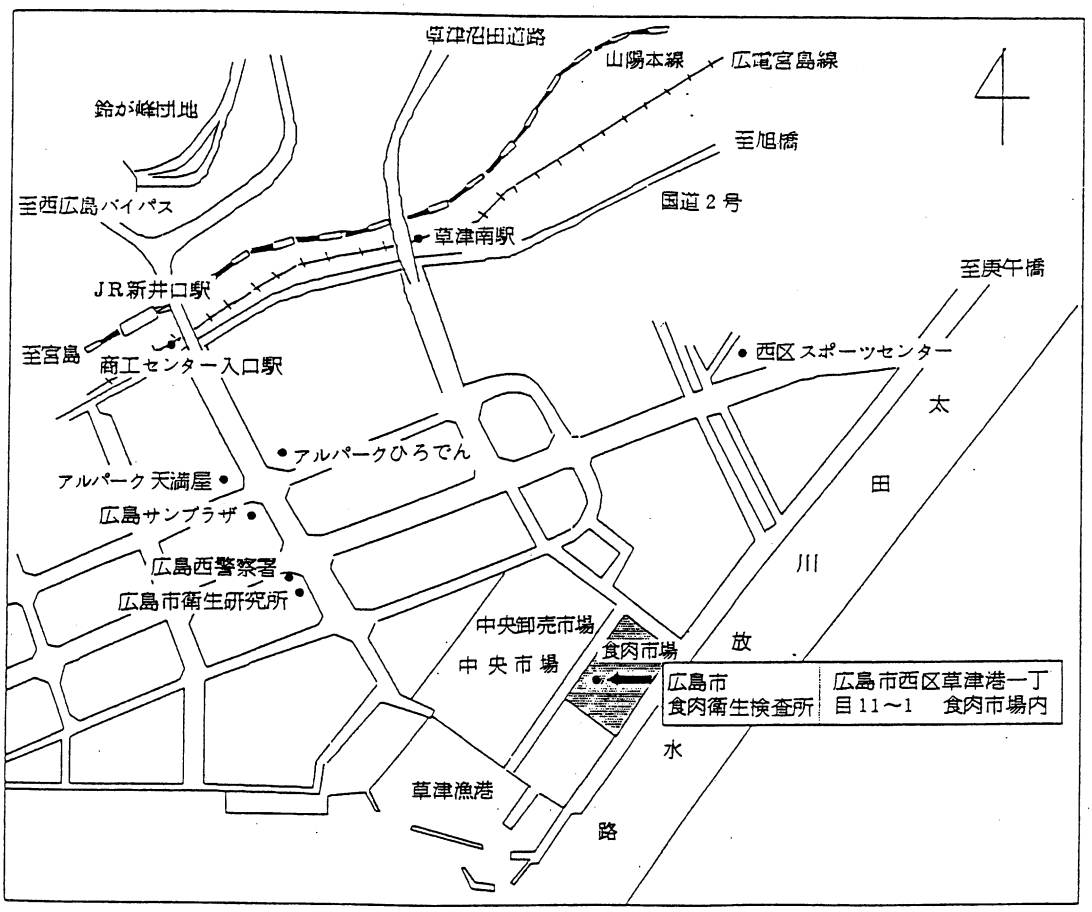
草津沼田道路
山陽本線
広電宮島線
鈴が峰団地
至旭橋
至西広島バイパス
国道２号
草津南駅
JR新井口駅
至庚午橋
至宮島
商工センター入口駅
西区スポーツセンター
太
田
川
放
水
路
アルパークひろでん
アルパーク天満屋
広島サンプラザ
広島西警察署
広島市衛生研究所
中央卸売市場
中央市場
食肉市場
広島市食肉衛生検査所
広島市西区草津港一丁目11～1　食肉市場内
草津漁港

(2) 検査所平面図

1 階

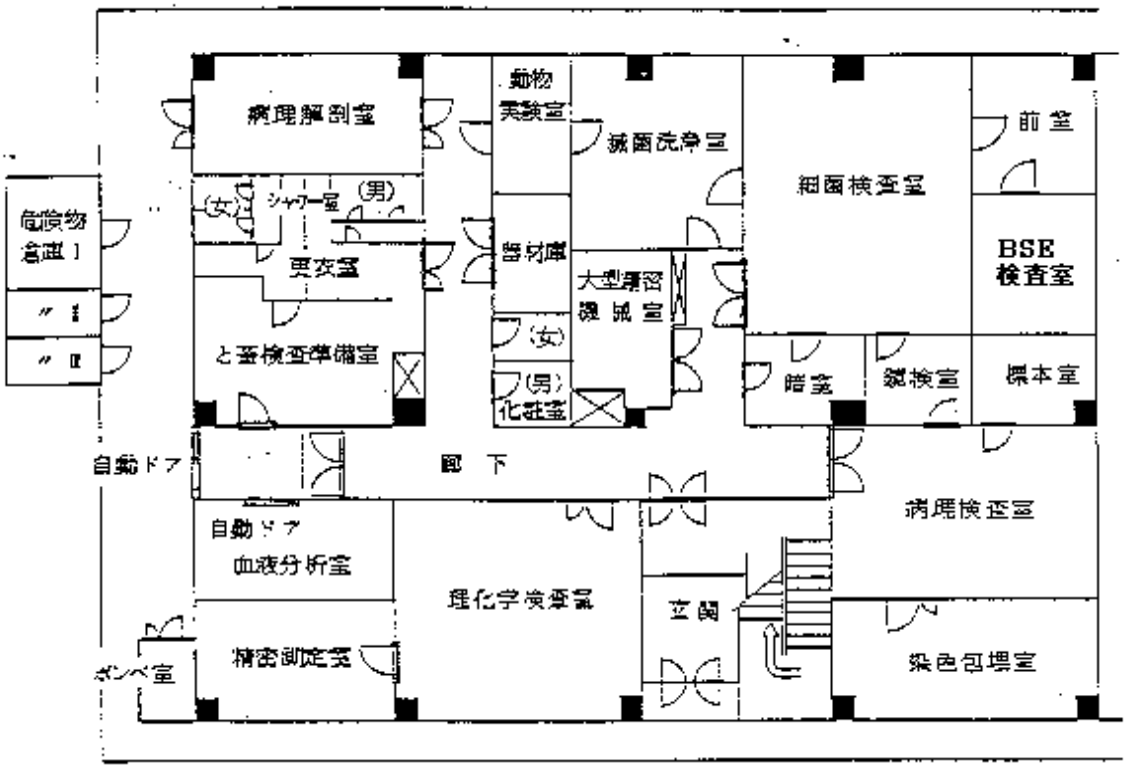

2 階

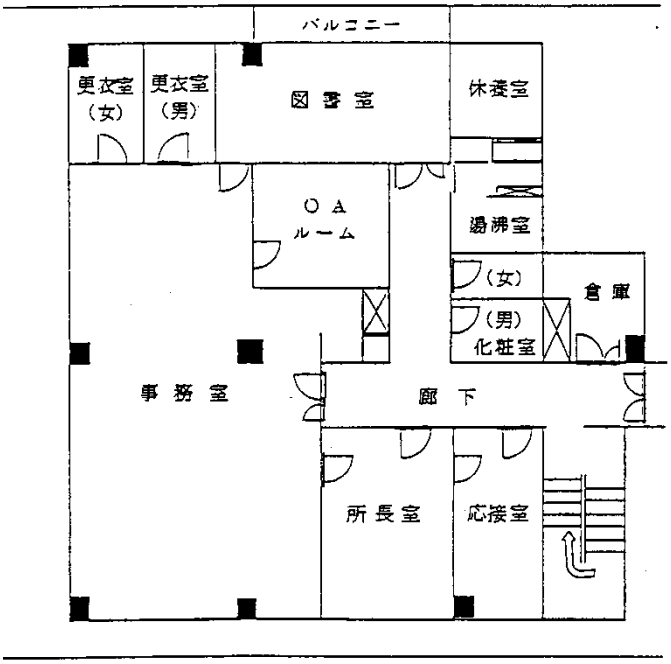

3 階

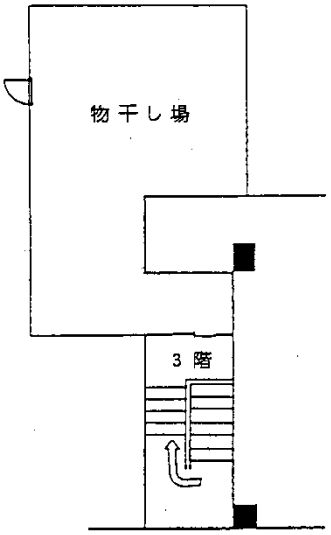

（食肉市場管理棟内）
検査所１階　522.64 m²
検査所２階　355.48 m²
検査所３階　159.65 m²

（食肉市場本館棟内）
生体検査室　20.28 m²
解体後検査室　49.99 m²

（食肉市場病畜棟内）
病畜検査室　28.50 m²

延床面積　1,136.54 m²

６　手数料に関する規定

(1) 広島市証明等手数料条例　第２条（抜粋）

区　　分	１件当たりの額
とさつ解体検査証明手数料	３５０円
と畜検査合格済証明手数料	

(2) 広島市衛生関係手数料条例第２条及び広島市と畜場業務規則第６条（抜粋）

（平成 31 年 10 月 1 日改正）

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">区　　分</th><th colspan="2">１頭当たりの額</th></tr>
<tr><th>と畜場開場時間内</th><th>と畜場開場時間外</th></tr>
<tr><td rowspan="2">と畜検査手数料</td><td colspan="2">牛（体重７５kg以上）
馬</td><td>５８０円</td><td>１，１６０円</td></tr>
<tr><td colspan="2">牛（体重７５kg未満）
豚
めん羊
山羊</td><td>２３０円</td><td>４６０円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">と畜場使用料*</td><td rowspan="2">牛・馬</td><td>体重７５kg以上</td><td>４，４３２円</td><td>５，５４１円</td></tr>
<tr><td>体重７５kg未満</td><td>１，３３４円</td><td>１，６６５円</td></tr>
<tr><td colspan="2">豚</td><td rowspan="2">１，３３４円</td><td rowspan="2">１，６６５円</td></tr>
<tr><td colspan="2">めん羊及び山羊</td></tr>
</table>

＊：病畜の場合の使用料の額は、この表に掲げる額の 1.5 倍の額とする。

備考：と畜場の開場時間は、午前８時３０分から午後４時までとする。

（広島市と畜場業務規則第３条第１項）

７　事 業 予 算

（単位：千円）

区分	科　　目	平成31年度 決　算	令和２年度 決　算	令和３年度 予　算
歳入	と畜検査手数料	18,461	18,402	19,080
	とさつ解体検査証明手数料	69	64	103
	と畜検査合格済証明手数料	9	10	9
	保健衛生費補助金	259	264	792
歳出	旅費	344	7	618
	需用費	15,456	14,874	17,085
	役務費	385	318	336
	委託料	15,178	15,904	19,470
	使用料及び賃借料	2,808	2,809	2,809
	備品購入費	15,623	3,988	1,000
	負担金、補助金及び交付金	77	47	77
	公課費	7	0	7
	工事請負費	0	0	0

Ⅱ　検査の概要

１　月別検査頭数

検査年月日		牛		馬	豚	めん羊	山羊	計
		75Kg 以上	75Kg 未満					
令和２年	４月	659	1	0	5,219	0	0	5,879
	５月	553	0	0	5,016	0	0	5,569
	６月	602	0	0	4,876	2	1	5,481
	７月	777	0	1	5,035	3	0	5,816
	８月	581	0	0	4,980	0	0	5,561
	９月	580	0	0	4,965	2	0	5,547
	10 月	649	0	0	5,075	4	0	5,728
	11 月	769	0	0	5,201	5	3	5,978
	12 月	697	0	2	5,364	3	0	6,066
令和３年	１月	582	0	0	5,057	1	0	5,640
	２月	533	0	0	4,592	0	3	5,128
	３月	652	0	0	5,341	3	0	5,996
計		7,634	1	3	60,721	23	7	68,389

（単位：頭数）

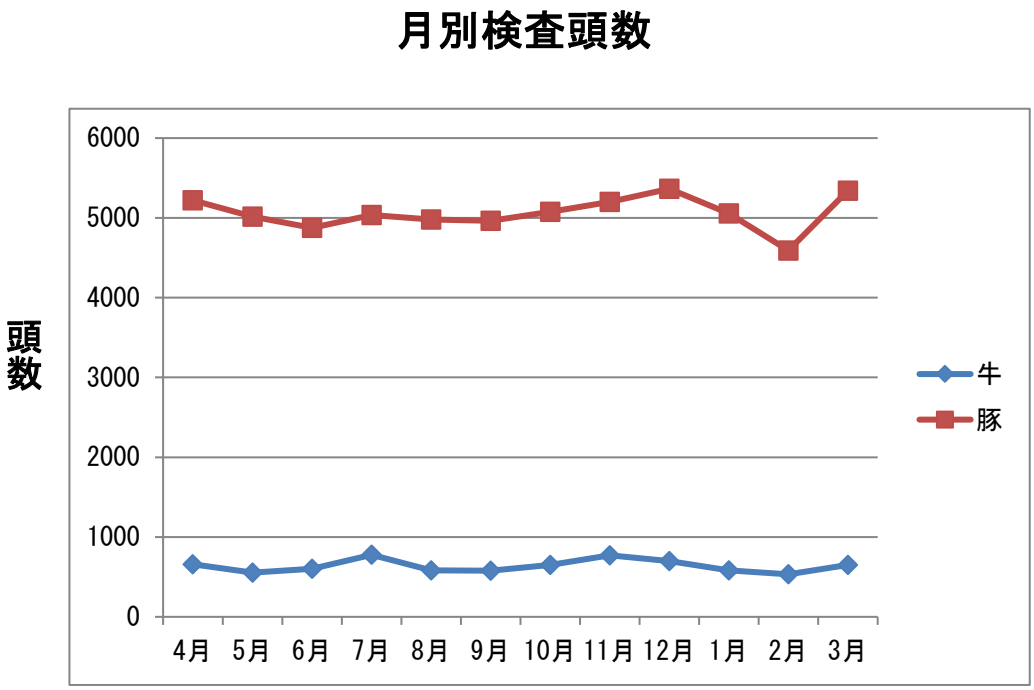

２　と畜検査頭数の推移（過去 10 年）

検査年度	牛		馬	豚	めん羊	山羊	計
	75Kg 以上	75Kg 未満					
平成 23 年	10, 252	10	12	52, 804	33	4	63, 115
平成 24 年	9, 791	17	8	62, 186	16	3	72, 021
平成 25 年	9, 708	26	6	60, 964	21	4	70, 729
平成 26 年	9, 028	18	4	65, 021	28	2	74, 101
平成 27 年	7, 586	48	3	67, 728	31	2	75, 398
平成 28 年	7, 107	26	4	65, 713	32	4	72, 886
平成 29 年	7, 170	20	4	63, 862	16	7	71, 079
平成 30 年	7, 451	21	2	63, 164	16	4	70, 658
平成 31 年	7, 548	2	3	61, 192	26	4	68, 775
令和 2 年	7, 634	1	3	60, 721	23	7	68, 389

（単位：頭数）

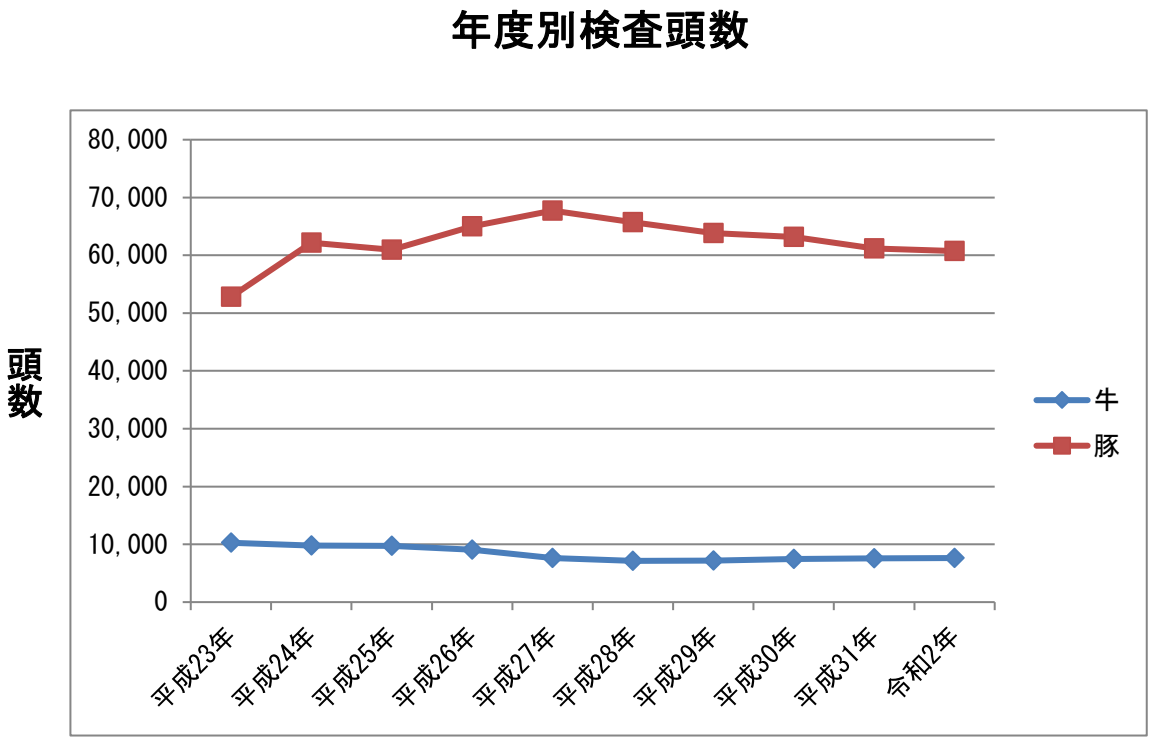

３　と畜場法に基づく措置頭数

措　置	病　名	牛		馬	豚	めん羊	山羊	計
		75Kg以上	75Kg未満					
解体禁止	検査後死亡	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0
とさつ禁止	敗血症	28	0	0	0	0	0	28
	黄疸(高度)	3	0	0	0	0	0	3
	尿毒症	2	0	0	0	0	0	2
	計	33	0	0	0	0	0	33
全部廃棄	炎症(全身性)	41	0	0	3	0	0	44
	膿毒症	9	0	0	62	0	1	72
	水腫(高度)	65	0	0	1	0	0	66
	豚丹毒	0	0	0	15	0	0	15
	変性(全身性)	0	0	0	1	0	0	1
	牛伝染性リンパ腫	12	0	0	0	0	0	12
	敗血症	6	0	0	13	0	0	19
	白血病	0	0	0	2	0	0	2
	尿毒症	2	0	0	0	0	0	2
	黄疸(高度)	5	0	0	2	0	0	7
	腫瘍(多発性)	3	0	1	2	0	0	6
	計	143	0	1	101	0	1	246

（単位:頭数）

４　区分別と畜検査頭数の推移（過去５年）

検査年度	分　類		牛		馬	豚	めん羊	山羊	計
			75Kg以上	75Kg未満					
平成28年	措置区分	解体禁止	4	0	0	2	0	0	6
		とさつ禁止	37	0	0	12	0	0	49
		全部廃棄	168	0	0	78	1	0	247
		一部廃棄	6,384	11	3	58,235	16	4	64,653
		病変なし	514	15	1	7,386	15	0	7,931
平成29年	措置区分	解体禁止	3	0	0	6	0	0	9
		とさつ禁止	28	0	0	2	0	0	30
		全部廃棄	150	0	0	84	0	0	234
		一部廃棄	6,463	14	4	56,770	4	3	63,258
		病変なし	526	6	0	7,000	12	4	7,548
平成30年	措置区分	解体禁止	0	0	0	2	0	0	2
		とさつ禁止	32	0	0	3	0	0	35
		全部廃棄	188	1	0	96	0	0	285
		一部廃棄	6,841	12	2	57,286	8	1	64,150
		病変なし	390	8	0	5,777	8	3	6,186
平成31年	措置区分	解体禁止	0	0	0	0	0	0	0
		とさつ禁止	38	0	0	0	0	0	38
		全部廃棄	170	1	0	106	0	0	277
		一部廃棄	6,888	0	3	54,397	12	1	61,301
		病変なし	452	1	0	6,689	14	3	6,186
令和2年	措置区分	解体禁止	0	0	0	0	0	0	0
		とさつ禁止	33	0	0	0	0	0	33
		全部廃棄	143	0	1	101	0	1	246
		一部廃棄	7,095	1	2	53,784	12	3	60,897
		病変なし	363	0	0	6,836	11	3	7,213

（単位：頭数）

※一部廃棄には「病変のみで無廃棄のもの」を含む。

５　精密検査等検査実績

（１）　精密検査件数

分　　類	項　　目	件数
生体検査時の精密検査	血液・生化学検査等	340
保留畜の検査	細菌検査	159
	理化学検査	10
	病理組織学的検査	20
	病理学的確認検査	111
病理学的検索	病理組織学的検査	36
残留有害物質の検査	抗生物質（簡易検査法）	212
	合成抗菌剤	0
と畜場の衛生管理に関する検査	枝肉拭き取り検査（生菌数）	720
	枝肉拭き取り検査（大腸菌数、大腸菌群数）	720

（２）　残留有害物質モニタリング検査（再掲）

	検体数	
	牛	豚
抗生物質(簡易検査法)	0	61
結　　果	すべて陰性	

（３）　保留畜の残留有害物質検査（再掲）

	検体数	
	牛	豚
抗生物質(簡易検査法)	67	84
合成抗菌剤	0	0
計	67	84
結　　果	すべて陰性	

Ⅲ　調査研究

調査研究一覧（過去 10 年）

年度	演　　題	学　会　名	発 表 者
R2	広島市と畜場に搬入された牛の SFTS ウイルスの浸潤状況調査について	全食協中国・四国ブロック技術研修会	岡田　有香
H31	肥育牛における地方病性牛白血病の発症リスクに関する一考察	広島県獣医学会	兼重 裕美子
	公務員獣医師増加に向けて行ったアンケート調査について	全食協中国・四国ブロック技術研修会	重松　紗希
H30	広島市と畜場における豚のリンパ腫の発生状況について	広島県獣医学会	吉村 奈津子
	タッチパネル式と畜検査管理システムの導入について	全食協中国・四国ブロック技術研修会	島本　琢士
	広島市と畜場に搬入された牛における住肉胞子虫感染実態調査について	生活衛生関係業績発表会	前田　紗希
H29	牛及び豚の盲腸便におけるカンピロバクター属菌保有状況調査	広島県獣医学会 獣医学術中国地区学会	平本　佳織
	地方病性牛白血病診断の生体検査における補助診断マーカーの検討	全食協中国・四国ブロック技術研修会 全国公獣協調査研究発表会	中川　剛志
H28	広島市と畜場における地方型牛白血病の発生状況と各種検査所見の検討	広島県獣医学会 獣医学術中国地区学会	中川　剛志
	牛盲腸便におけるカンピロバクター属菌保有状況調査	全食協中国・四国ブロック技術研修会	村田　清香
H27	核酸クロマト型チップを用いた地方型牛白血病 PCR 迅速診断の一考察	広島県獣医学会 獣医学術中国地区学会	中川　剛志
	広島市と畜場における牛・豚のトキソプラズマ抗体保有状況	全国公獣協調査研究発表会	村田　清香
	と畜場における枝肉汚染の原因についての一考察	全食協中国・四国ブロック技術研修会	
	牛盲腸便から分離されたカンピロバクターについて	生活衛生関係業績発表会	栗原　健

H26	牛の頭部検査時の咬筋切開による細菌汚染に関する一考察	全食協全国食肉衛生発表会	白澤　清子
	広島市と畜場における牛・豚のトキソプラズマ抗体保有状況	広島県獣医学会 獣医学術中国地区学会	村田　清香
		生活衛生関係業績発表会	河田 みなみ
	夏休み親子体験教室「お肉について考えよう！」実施報告	生活衛生関係業績発表会 中国地区公衆衛生学会	兼重 裕美子
H25	簡易 DNA 抽出キットを用いた牛白血病ウイルスの DNA 調整に関する検討	広島県獣医学会 全食協全国食肉衛生発表会	兼重 裕美子
		獣医学術中国地区学会	国井　悦子
	広島市と畜場で判明した豚の薬事法違反事例	生活衛生関係業績発表会	島本　琢士
	広島市と畜場における牛・豚のトキソプラズマ抗体保有状況	生活衛生関係業績発表会	堀　敬太
H24	馬の T 細胞性リンパ腫の一例について	広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会(中国)	堀　敬太
	地方型牛白血病の診断方法に関する一考察	全食協全国食肉衛生発表会	兼重 裕美子
	広島市と畜場における残留抗菌性物質検査について	生活衛生関係業績発表会	渡邊 真由美
H23	広島市と畜場において認めた豚白血病の免疫組織化学的検索	日本獣医師会獣医学術学会年次大会(全国)	兼重 裕美子

広島市と畜場に搬入された牛の SFTS ウイルスの浸潤状況調査について

広島市食肉衛生検査所　○岡田　有香、兼重　裕美子
国立感染症研究所　　前田　健、　立本　完吾

はじめに

SFTS(重症熱性血小板減少症候群)は、ダニ媒介性のウイルス感染症である。全国でも2013 年 3 月以降、2020 年 5 月までに 517 名 [1)]の感染報告があり、致死率も高いため、公衆衛生上重要な動物由来感染症と言える。国内において、野生動物での SFTS ウイルス抗体保有率調査の報告はあるが、家畜での報告は数が少ない。感染者や感染動物の血液、体液との接触感染も起こりうる [1)]ので、と畜作業従事者や食肉業者などにも感染のリスクの恐れがある。

今回、広島市と畜場に搬入された牛について、SFTS ウイルス抗体の保有状況を調査した。あわせて、と畜場作業員に対して衛生意識および動物由来感染症に関するアンケートを行ったので、その概要について報告する。

材料及び方法

1　SFTS ウイルス抗体保有状況の調査

令和２年１月～7 月に広島市と畜場に搬入され、と畜検査合格となった牛 103 頭(肉用牛 39 頭、乳用牛 34 頭、繁殖牛 30 頭)を検査対象とした。末梢血から血清を採取して国立感染症研究所に送付し、ELISA による抗体検査を実施した。吸光度を測定し、OD 値が 0.5 を超えたものを陽性とした。ELISA で陽性であった血清は、更に、ウイルス中和試験により抗体の存在を確認した。

2　と畜場作業員に対するアンケート調査

と畜場で解体作業に従事する作業員 34 名に、衛生意識および動物由来感染症について無記名のアンケート調査を行った。アンケートでは、と畜解体作業中に装着する手袋、マスクなどの防護具の使用状況やその理由、また動物由来感染症に関する知識の有無について調査した(図 1-1, 1-2)。

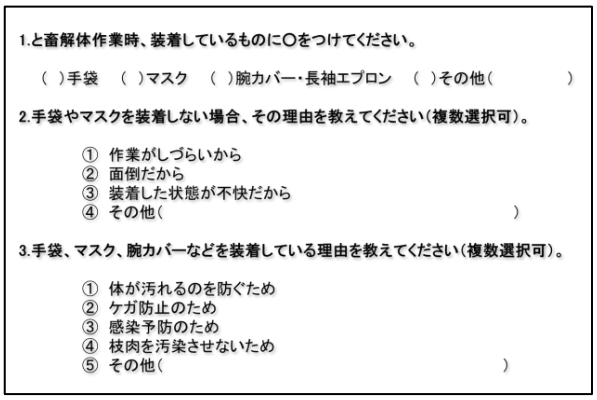
1.と畜解体作業時、装着しているものに○をつけてください。

( )手袋　( )マスク　( )腕カバー・長袖エプロン　( )その他(　　)

2.手袋やマスクを装着しない場合、その理由を教えてください(複数選択可)。

① 作業がしづらいから
② 面倒だから
③ 装着した状態が不快だから
④ その他(　　)

3.手袋、マスク、腕カバーなどを装着している理由を教えてください(複数選択可)。

① 体が汚れるのを防ぐため
② ケガ防止のため
③ 感染予防のため
④ 枝肉を汚染させないため
⑤ その他(　　)

図 1-1　アンケートの内容①

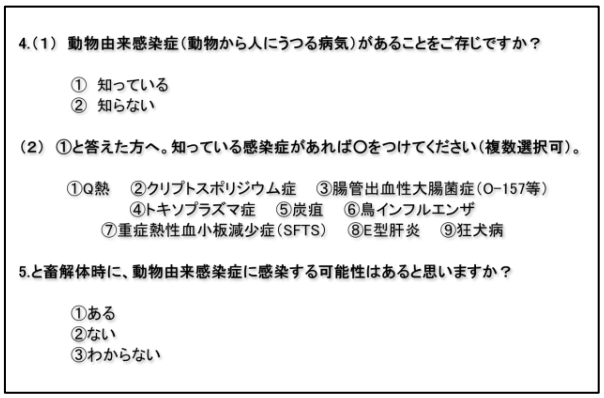
4.(1) 動物由来感染症(動物から人にうつる病気)があることをご存じですか？

① 知っている
② 知らない

(2) ①と答えた方へ。知っている感染症があれば○をつけてください(複数選択可)。

①Q熱　②クリプトスポリジウム症　③腸管出血性大腸菌症(O-157等)
④トキソプラズマ症　⑤炭疽　⑥鳥インフルエンザ
⑦重症熱性血小板減少症(SFTS)　⑧E型肝炎　⑨狂犬病

5.と畜解体時に、動物由来感染症に感染する可能性はあると思いますか？

①ある
②ない
③わからない

図 1-2　アンケートの内容②

結果

1　SFTS ウイルス抗体保有状況の調査

抗体検査を行った牛 103 頭のうち、1 頭が SFTS ウイルス抗体陽性となった。陽性となった牛は繁殖用の黒毛和種であった。

表 1　抗体検査結果

用途	検査数	陽性	陰性	陽性率(%)
肉用牛	39	0	39	0
乳用牛	34	0	34	0
繁殖牛	30	1	29	3.3
合計	103	1	102	1

2　と畜場作業員に対するアンケート調査

と畜場作業員 34 名に行ったアンケートによると、と畜解体時に装着している防護具について、手袋は 97%、腕カバー・長袖エプロンは 91%、マスクは 65%の人が装着していた。防護具を装着しない理由については、21%が「装着した状態が不快だから」、15%が「作業の邪魔になるから」、3%が「面倒だから」と回答した。一方装着する理由として「自身が汚れるのを防ぐため」と答えた人の割合は 85%、「ケガ防止のため」が 74%、「感染予防のため」が 59%、「枝肉汚染防止のため」が 56%となった。

また、動物由来感染症については 88%の人が知っていると回答した。と畜解体時に動物由来感染症に感染する可能性については、65%の人が「ある」、35%の人が「わからない」と回答し、「ない」と回答した人はいなかった。動物由来感染症については、腸管出血性大腸菌(O-157 等)や狂犬病、炭疽、鳥インフルエンザ等は比較的知られていたが、SFTS を知っていると答えた人は全体の 6%であった。

考察

日本国内ではこれまで、SFTS の血清学的調査は野生動物を対象とするのが主流であった。2015 年に島根県食肉衛生検査所が家畜での調査結果を報告している[2)]が、全国的にみると家畜の報告数は非常に少ない。

今回の ELISA による調査では、103 頭中 1 頭(0.97%)が SFTS ウイルス抗体陽性となった。島根県食肉衛生検査所の実施した 2015 年の調査では陽性率は 2.2%であり[2)]、母数が異なるので一概には言えないが今回の結果と近しい値であった。これからも検査を継続し検体数を増やすことで、陽性率の信頼性を高めていく必要がある。今回陽性となった牛は繁殖牛で、放牧して飼育している時にマダニに刺され SFTS に感染するリスクがあることが示唆された。また一方で、SFTS は野生動物が高い抗体価を示すことが知られている[1)]。このため SFTS 対策としてマダニ駆除と同時に、家畜と野生動物との接触を防ぐ対策も必要と考えられる。今後は、年間を通じて検体の採取を行うことで、調査結果に季節性との関連の有無を明らかにしていきたいと考えている。

また、今回検査した牛は、全て西日本で長期間飼育されていた。ヒトにおける SFTS 発症の報告は西日本に集中していることから、ウイルスを保有するマダニが西日本の放牧地に生息している可能性も考えられる。このことを生産者や家畜衛生保健所に周知しマダニ駆除、野生動物対策の重要性を改めて認識してもらう事が重要である。これらの対策が、ひいては生産者自身の感染リスクの回避にもつながるのではないかと考えられる。

一方、と畜場作業員へのアンケート調査から、防護具は自身の汚れや怪我を防止するために装着している人が多く、また不快等の理由からマスクを装着しない人が比較的多くみられたため、動物由来感染症を知識として知ってはいても予防意識はそれほど高くないことがうかがえる。また、メディア等で多く報じられる腸管出血性大腸菌(O-157)や狂犬病については認知度も高かったが、日常生活で耳にする機会の少ないクリプトスポロジウム、Q 熱、トキソプラズマ、そして SFTS についてはほとんど知られていないことが明らかになった。今後はと畜場作業員への衛生講習会を実施して、動物由来感染症のリスクや感染予防の重要性について周知していく必要がある。

謝辞

本調査を始める上で島根県健康福祉部薬事衛生課　田原研司先生には多大なご助言とご指導を賜りました。心より感謝いたします。

引用文献

1)国立感染症研究所ウイルス第一部・感染症疫学センター:重症熱性血小板減少症候群（SFTS）（オンライン),(https://www.niid.go.jp/niid/ja/sfts/3143-sfts.html),(参照 2020-06-30)

2) Kenji Tabara et al :Investigation of Severe Fever with Thrombocytopenia Syndrome Virus Antibody among Domestic Bovines Transported to Slaughterhouse in Shimane Prefecture, Japan ,Japanese Journal of Infection Disease ,69,445-447,(2016)

Ⅳ　その他の事業

１　食肉に関する衛生教育

事業名	内　容
「食検だより」発行	と畜場や食肉衛生検査所での業務紹介や、食肉衛生に関する普及啓発を広島市 HP に 5 回発行した。 ★第 62 号「心臓の奇形について」（4 月） ★第 63 号「平成 31 年度　事業概要」（5 月） ★第 64 号「ベゾアール（結石）シャルロット・デュマ展」（9 月） ★第 65 号「心臓にイボ？敗血症ってなんだ？」（10 月） ★第 66 号「肉牛はどんな一生を送るの？」（2 月）

２　と畜検査結果のフィードバック

安全で安定した食肉の生産供給のため、荷受会社をはじめ、出荷者や生産者にと畜検査結果データを提供（フィードバック）した。

３　輸出食肉衛生証明

本市と畜場でと殺解体され、併設した食肉処理場で処理された豚肉について、香港向け輸出豚肉の食肉衛生証明書の交付を行った。